

リモートワーク推進の必須課題！2021年度の税制改正もカバー

# 「電子帳簿保存法にそった 書類等ペーパーレス化の進め方」

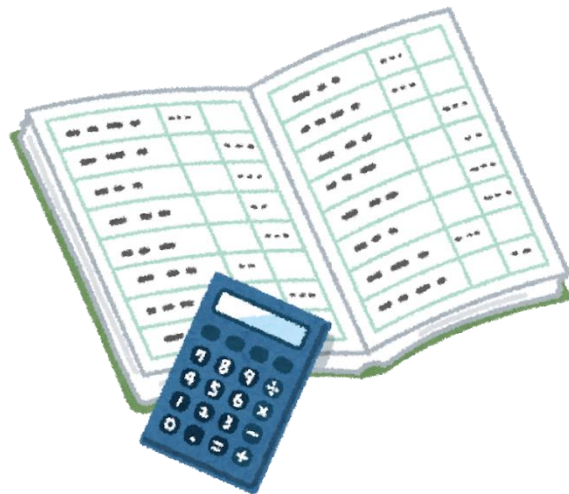
2021年6月10日



コントロールソリューションズ(株)  
代表取締役社長／公認会計士 佐々野 未知

## 税金計算に関する資料は、一定期間保存する必要があります

- 税金 → 法人税、所得税、消費税など
- 一定期間 → 7年（欠損が生じている年は10年）
- 保存方法 → 原則は紙、電子データの保存も可



↓  
必要な要件は、電子帳簿保存法  
に定められている

↓  
2021年抜本改正により  
電子データの保存が推進  
(2022年1月から適用予定)

電子データを保存するときの方法/パターンには、主に以下の3つがあります

- 紙原本をPDFにして保存する → **スキャナ保存**
- 元データ（発行控など）を保存する → **電子保存**  
（会計システムのデータや発行控の元データ）
- 電子取引データを保存する → **電子取引保存**  
（紙でやり取りしてない、発行もしくは受領が電子データ）

電子取引とは、数量や納期、金額など取引条件を電子データで合意する取引であり、メールやメールに添付されたPDFに基づいて取引が行われる場合、それらを含みます。



## 税金計算に関する資料について、それぞれ以下の 電子的な保存方法が認められています

- 会計帳簿⇒ 電子保存
- 決算書類⇒ 電子保存
- 取引書類 { 紙原本 ⇒ 電子保存 OR スキャナ保存  
                  { 電子取引⇒ 電子取引保存

- ✓ 会計帳簿： 総勘定元帳、仕訳帳、補助元帳など
- ✓ 決算書類： 貸借対照表、損益計算書、棚卸表など
- ✓ 取引書類： 見積書、注文書、納品書、請求書、領収書など



## 導入上の大きな壁であった要件が廃止され、導入が容易になります

対象文書：取引関係書類、保存要件：以下の要件を満たし、**税務署長の承認を受ける（承認不要）**

要件	重要書類（契約書、請求書、納品書、領収書など）	今後
真 実 性	①一定水準以上の解像度と階調による読み取り（200dpi、256階調以上）	○
	②解像度と階調情報、大きさ情報（A4等）の保存	○
	③入力期間の制限（7営業日もしくは、2か月と7営業日以内）	○
	④タイムスタンプの付与（入力・確認の都度、 <b>本人の場合署名して3営業日以内</b> ） * 1	○
	⑤バージョン管理（訂正又は削除の事実及び内容が確認できる）	○
	⑥入力者もしくはその直接の監督者に関する情報の保管	○
	<del>⑦適正事務処理要件（相互牽制2名以上、定期的検査、再発防止体制）</del>	廃止
可 視 性	⑧書類と帳簿との相互関連性の保持	○
	⑨モニタとプリンタの備付けと整然・明瞭な出力	○
	⑩システムの操作マニュアル等の備付け	○
	⑪検索機能の確保（金額、日付、取引先 <b>など</b> 、範囲指定と&検索） * 2	○

\*1 ④電磁的記録の訂正・削除ができない、もしくはその内容を確認できるシステムを使用して保存する場合、タイムスタンプ不要

\*2 ⑪検索要件は、取引年月日、取引金額、取引先に限定。  
国税庁職員からの電磁的記録等のダウンロードの求めに応じる場合、範囲指定と&検索を不要とする。

### 「④タイムスタンプ付与」と「⑪検索要件」があるため、 スキャナ保存のためには、通常、専用システムの導入が必要です

タイムスタンプとして、PCやスキャナ機に表示される時間を使用することはできず、正式に認定されたタイムスタンプを使用する必要があります。

PDFをとるだけでは、その中身を検索したり活用したりすることはできません。検索はファイル名にとどまり中身の検索は不能です。取引詳細（日付、金額、取引先名など）で検索するためには、この要素をデータベース化する必要があります。

これらの理由で、通常は証憑を電子化・保存のための専用システムを導入します。

No	日付	金額	書類名称	取引相手先	摘要
0001	2017/6/2	1,080	領収書	A タクシー会社	
0002	2017/6/3	24,800	請求書	B (株)	
0003	2017/6/10	12,050	領収書	C 有限会社	
...	...	...	...	...	...

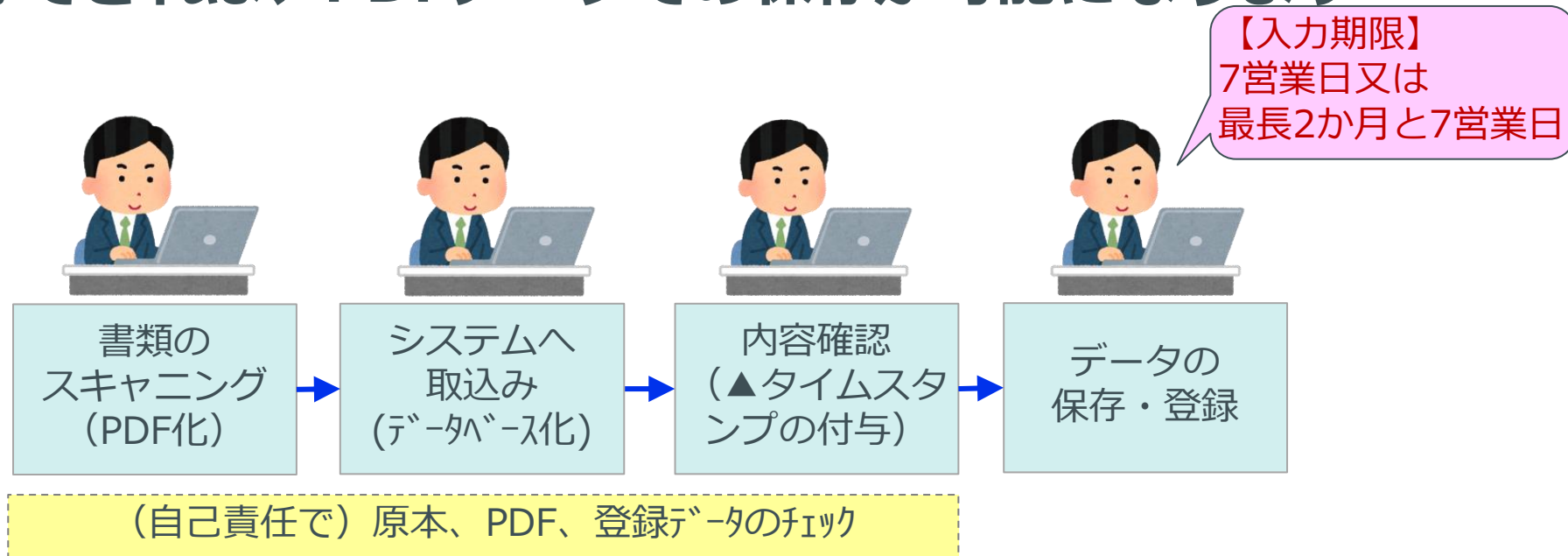


A社請求書  
20190516.pdf

スキャナ保存のシステムについては認証制度が始まっています。

[https://www.jiima.or.jp/activity/certification/denchouhou/software\\_list/](https://www.jiima.or.jp/activity/certification/denchouhou/software_list/)

改正後は、システムを導入の上、登録までの期日を守って保存できれば、PDFデータでの保存が可能になります



今後は、スキャンを実施するのが本人であってもなくても、スキャナ保存の流れはほぼ同様となります。

法的には相互牽制や定期検査は求められなくなり、会社は自己の責任で正しいスキャン・不正がないデータを保存していく必要があります。

# 会社は、自己の責任で、正しいスキャンを行い、不正がないデータを保存していく必要があります

- ◆PDFに記録された取引情報を隠蔽・偽装して期限後申告、修正申告、更正、決定があった場合、申告漏れに係る重加算税には、本税の10%を加算する。
- ◆スキャナ保存が行われた国税関係書類は、保存要件を満たさないものについても保存しなければならない。
- ◆保存要件を満たさない電磁的記録は、国税関係書類等と扱わない（災害その他やむを得ない事情を除く）



**改正後は、相互牽制や定期検査が税務上は不要となるため、スキャンした領収書をすぐに廃棄することが可能です。**

ただし、会社としてそれで良いかどうかについては十分な検討が必要。チェック体制や原本廃棄のルールは、会社自身の責任で検討・構築する必要があります。

例：経理が画面上でチェック、検査はしないが1年はとっておく等



要件が簡素化され、元データがあればそれを保存するのが当たり前となります

対象文書：会計帳簿、決算書類、取引書類の発行控えデータ

保存要件：以下の要件を満たし、**税務署長の承認を受ける（承認不要）**

要件	具体的内容	現在		今後
		帳簿	書類	
真 実 性	①電子データの訂正・削除・追加の事実及び内容を確認できるシステムの使用	○	—	*
	②帳簿間での記録事項の相互関連性の確保	○	—	*
	③システムの操作マニュアル等の備付け	○	○	○
可 視 性	④モニタ・プリンタの備付けと整然・明瞭な出力	○	○	○
	⑤検索機能の確保（日付、金額、勘定科目等）	○	○	*
	⑥国税庁職員から電磁的記録等のダウンロードの求めがある場合、応じること			○

- ◆ 上記全ての要件を満たす場合、所得税、法人税、消費税に係る修正申告又は更生があった場合（隠蔽や仮装を除く）、過少申告加算税が、修正税額の5%減額される。
- ◆ 所得税の青色申告特別控除65万円（10万円）の適用は、仕訳帳および総勘定元帳について、上記全ての要件を満たすこととなる。

電子データでの保存が原則となり、紙保存が認められなくなります。

要件	具体的内容
真 実 性	①電子データの訂正・削除・追加が行われなかったための措置（以下いずれか） (1) タイムスタンプが付された電子データを受領し、取引情報の授受を行う(2020/10月～) (2) 取引情報の授受後 <b>遅滞なく（最長2か月以内）</b> タイムスタンプを付与し、電子データの保存を行う者又はその者を直接監督する者を確認することができるようにしておく (3) 訂正・削除ができない、内容を確認できるシステムを使用して取引情報の授受、保存を行う(2020/10月～) (4) 正当な理由がない電子データの訂正及び削除を防止するための事務処理の規程を定め、規程に沿った運用を行う
	②システムの操作マニュアル等の備付け
可 視 性	③モニタとプリンタの備付けと整然・明瞭な出力
	④検索機能の確保（金額、日付、取引先、勘定科目 <b>など</b> 、範囲指定と&検索） <b>*1</b>

\*1 ④の検索要件は、スキャナ保存同様に要件が簡素化

- ◆ 電磁的記録に記録された取引情報を隠蔽・仮装して期限後申告、修正申告、更正、決定があった場合、申告漏れに係る重加算税には、本税の10%を加算する。
- ◆ **電磁的記録を出力して作成した書類を保存する（同条2項）措置は廃止される。**
- ◆ ①～④の保存要件を満たさない場合、国税関係書類等と扱われない（災害その他やむを得ない事情を除く）

# ControlSolutions International

ご清聴  
ありがとうございました



本セミナーの内容や当社サービス等に関するお問合せは、下記までお願い致します。

Tel: 03-4550-1122

Email: [info@c-solutions.jp](mailto:info@c-solutions.jp)

[www.c-solutions.jp](http://www.c-solutions.jp)